

市職員の給与を公表

- ◇ 市職員の給与は、地方公務員法（第24条）の規定により、国家公
- ◇ 務員や他の地方公共団体の職員または民間企業職員とのバランスを
- ◇ 考慮して定められ、市議会で審議決定された給与条例に基づいて支
- ◇ 給されています。
- ◇ 市職員の給与実態については、昨年も広報紙などを通じて公表しま
- ◇ した。
- ◇ 今回も原則として昭和59年4月1日を基準として公表します。

人件費の状況は

市財政における給与、手当など人件費の状況について見てみますと、昭和58年度の普通会計決算（見込み）の人件費総額は、100億5,902万5,000円で、歳出総額386億2,590万8,000円に対し26.0%、市税収入額244億1,621万7,000円に対し42.6%を占めています。

なお、この普通会計の人件費には市長、助役、収入役、議員、各種行政委員等に支給される給料、報酬等を含みますが、病院、水道事業などの公営企業会計及びその他の特別会計の職員分は含みません。

表1 人件費の状況<S58年度普通会計決算(見込み)>

住民基本台帳人口	歳出総額(A)	市税収入(B)	人件費(C)
212,923 人	38,625,908 千円	24,416,217 千円	10,059,025 千円
1. 歳出総額に占める人件費の比率 C/A			26.0%
2. 市税収入に対する人件費の比率 C/B			42.6%

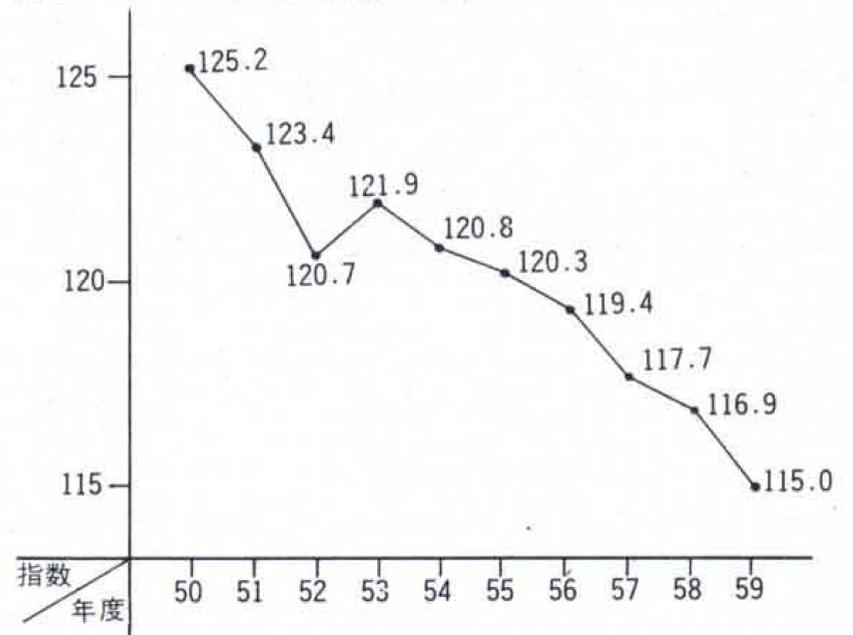
職員給与費の状況

昭和59年度の普通会計予算による一般職1,806人の給与総額は、82億679万7,000円でその内訳は表2のとおりです。

表2 職員給与費の状況(昭和59年度普通会計予算)

区分	職員数A	給 与 費				1人当り給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末勲手当	計 B	
59年度	1,806人	4,999,484 千円	1,010,859 千円	2,196,454 千円	8,206,797 千円	4,544 千円

表3 ラスパイレス指数の推移



職員給与の水準

職員給与の水準を示す国の給与を100とした富士市のラスパイレス指数は上のグラフのとおりです。

昭和50年から昭和59年までの10年間では、昭和50年の125.2をピークに年々下降し、昭和59年は115.0となり、10.2ポイント低下しました。

給与是正については、ことし4月1日から職員全員に対し、昇給延伸措置一律6ヵ月、初任給基準全職一律1号引き下げを実施しました。今後もさらに給与の適正化について努力を続けていきます。

職員の平均給料月額、年齢及び初任給等の状況

単に市職員と言っても多くの職種があり、富士市の場合、税務職、消防職、医師職、医療技術職、看護保健職、技能労務職、水道企業職、教育職その他一般行政職というように区分され、国家公務員に準じ五つの給料表が条

例化されています。

このうち代表的な職種である一般行政職と技能労務職の平均給料月額、平均年齢、初任給基準、10年、15年、20年経過後の経験年数、学歴別平均給料月額を表4から表6までに示しました。

表4 平均給料月額等の状況(昭和59年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
富士市	円 240,082	歳 39.1	円 222,545	歳 46.2
国	213,340	40.1	193,150	48.5

表5 初任給の状況(昭和59年4月1日現在)

区分		富士市		国	
		初任給	採用2年経過日給料月額	初任給	採用2年経過日給料月額
一般行政職	大学卒	円 109,100	円 121,400	円 104,000	円 114,900
	高校卒	93,400	100,200	87,700	93,400
技能労務職	高校卒	90,500	96,600	85,800	91,300

表6 経験年数別学歴別平均給料月額の状況(昭和59年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	189,591 ^円	232,733 ^円	288,657 ^円
	高校卒	160,211	197,738	245,333
技能労務職	高校卒	148,540	174,117	214,035

職員数の状況

ことし8月には新中央病院を開設し、医師、看護婦等を増員しましたが、これらの部門以外の職員定数については、昭和57年4月から5年間で5割の職員数を削減する方針に従って減員を実施し、ほぼ目標の60割を達成し、なお減量経営に積極的に取り組んでいる状況です。

昭和59年4月1日現在、市職員の総数は2,253人で、部門別職員構成は表7のとおりで、昨年と比べ23人が減っています。

なお、職員構成のうち一般行政職の役職別等の職員数は表8のとおりです。

表7 部門別職員構成

△印は減

区分 部門	年度別		増減	区分 部門	年度別		増減	区分 部門	年度別		増減
	58年度	59年度			58年度	59年度			58年度	59年度	
議会	15 ^人	14 ^人	△1 ^人	衛生	215 ^人	210 ^人	△5 ^人	消防	190 ^人	189 ^人	△1 ^人
総務 (税務を含む)	366	343	△23	商工・農林	93	87	△6	病院	317	335	18
民生・福祉	369	359	△10	土木建設	213	215	2	水道	68	67	△1
				教育	430	434	4	合計	2,276	2,253	△23

表8 一般行政職の役職別等の職員数の状況(昭和59年4月1日現在)

標準的な 職務内容	部長	課長	課長補佐 主幹	係長 主任	主事 技師 補	計
職員数	18 ^人	63 ^人	83 ^人	226 ^人	711 ^人	1,101 ^人
構成比	1.6%	5.7%	7.5%	20.5%	64.7%	100%
1年前の構成比	1.9%	6.0%	7.6%	20.1%	64.4%	100%

1、富士山のように たくましく 働くよろこびをもち 健康な家庭をつくります

諸手当の状況

民間企業で支払われるボーナス（賞与）に相当する期末、勤勉手当、退職時に支払われる退職手当または、扶養、住居、通勤手当等その他の諸手当については、表9から表11までのとおりです。

表9 期末・勤勉手当の状況

区分	富士市			国		
	(58年度支給割合)			(58年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末手当	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
勤勉手当	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	—	3月期	0.5月分	—
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分

表10 退職手当の状況(昭和59年4月1日現在)

区分	富士市			国		
	勤続年数	自己都合	勧奨・定年	勤続年数	自己都合	勧奨・定年
退職手当 (支給率等)	勤続20年	21.0月分	37.8月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	28.375月分	48.6月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	48.125月分	69.3月分	勤続35年	48.125月分	63.525月分
	最高限度額	60.0月分	69.3月分	最高限度額	60.0月分	63.525月分
	その他の加算措置制度なし			その他の加算措置制度なし		

(退職手当は昭和62年4月までに国の支給基準に合致するよう条例改正されています。)

表11 その他の手当の状況

名称	支給の内容	備考
(1)調整手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の5%が支給され、職員1人当たり平均支給年額は13万9,834円です。	昭和59年4月1日現在
(2)特殊勤務手当	危険、困難、不快、不健康な業務についたとき支給されます。現在32種で、支給対象者1人当たり平均支給年額は6万5円でした。例・清掃作業手当、特殊施設勤務手当、消防手当、防疫作業手当	昭和58年度決算
(3)時間外勤務手当	通常の勤務時間をこえて勤務したときに支給されます。昭和58年度中の職員1人当たりの支給年額は15万2,000円でした。	昭和58年度決算
(4)扶養手当	配偶者 月額1万2,300円 その他の扶養親族 2人まで1人につき月額3,800円 3人目以降 月額1,500円	昭和59年4月1日現在
(5)住居手当	借家、借間の職員 最高支給額 月額1万4,300円 最低保障額 月額 3,000円 持ち家の職員 月額 3,000円	昭和59年4月1日現在

名称	支給の内容	備考
(6)通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額実費支給 交通用具使用者 通勤距離2キロ以上の者について距離別支給 月額3,800円～1万7,400円 その他 月額1,500円	昭和59年4月1日現在

特別職の報酬は

市長、助役、収入役、議員等特別職の報酬等の状況は次のとおりです。

表12 特別職の報酬等の状況(昭和59年4月1日現在)

区分	月額	区分	支給期	支給割合
給料	市長 715,000円	期末手当	6月 12月 3月計	市長 1.75月
	助役 590,000円			助役 2.375月
	収入役 525,000円			収入役 0.625月
報酬	議長 480,000円	副議長 議員	計	議長 4.75月
	副議長 430,000円			副議長
	議員 385,000円			議員